

坂井市ふるさと納税中間業務プロポーザル実施要領

本要領は、坂井市ふるさと納税中間業務の受託候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 業務名称

坂井市ふるさと納税中間業務

(2) 業務内容

別紙「坂井市ふるさと納税中間業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※業務開始に向けた準備期間については、これに関わる委託料は発生しないものとする。

※契約締結した翌年度以降において、歳出予算におけるこの契約の契約金額について削減又は削除された場合には、この契約を解除等することがある。

(4) 委託料の見積限度額

寄附金額の5%（消費税及び地方消費税を除く。）

※当該委託料には、寄附者からの問い合わせ対応費用、返礼品の調達費用及び発送費用、寄附金受領証明書等の発送に係る費用、ワンストップ特例申請に伴う費用、ポータルサイト手数料、各種システム利用料、クレジットカード等の決済手数料は含めない。

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「事業者」という。）は、公告日時点において次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けている者を除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税のほか義務付けられている税を滞納していないこと。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、国、地方自治体の競争入札に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 坂井市暴力団排除条例（平成23年条例第8号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及びそれらに関係すると認められる者でないこと。
- (6) 過去3か年（令和4年度から令和6年度）において、地方公共団体と契約した本件類似・関連業務において、1団体単年度の寄附金額10億円以上の取扱い実績を有すること。
- (7) 令和8年10月1日までに本市又は本市までの移動時間60分以内の場所に本店・支店・営業所等（以下、「営業所」という。）を設置し、本業務を遂行するための専門知識を有

した本業務における専任の責任者を常駐配置し、その営業所内で業務を遂行する体制がとれること。

- (8) 本業務を複数の企業で組織される共同企業体（以下、「連携企業」という。）で行う場合、各々の企業においても（1）から（7）の全ての要件を満たすこと。

3 参加不適格者

次の者は本プロポーザルに参加できない。また、事業者は、本プロポーザルに関し、次の者から直接又は間接的に支援を受けることはできない。

- (1) 坂井市ふるさと納税中間業務プロポーザル審査委員会の委員
- (2) 坂井市議会議員
- (3) 坂井市職員
- (4) 坂井市政治倫理条例（平成19年坂井市条例第1号）第3条第1項及び同施行規則（平成19年坂井市規則第2号）第3条に規定する「議員及び市長等の配偶者、2親等以内又は同居の親族及び議員及び市長等が役員をしている企業」並びに「議員及び市長が実質的に経営に携わる企業（市の出資法人を除き、次に掲げる企業をいう。）」
 - ① 議員及び市長等が資本金、その他これらに準ずるもの5分の1以上を出資している企業
 - ② 議員及び市長等に年額100万円以上の報酬等を支払っている企業
 - ③ 議員及び市長等が経営方針に関与している企業

4 日程

内 容	日 時
公募開始	令和7年10月30日（木）
質問書の提出期限	令和7年11月6日（木）午後5時
質問書に対する回答期限	令和7年11月13日（木）
参加表明書の提出期限	令和7年11月20日（木）午後5時
一次審査（書類審査）、結果通知	令和7年11月27日（木）予定
企画提案書の提出期限	令和7年12月18日（木）午後5時
審査会（プレゼンテーション）	令和8年1月中旬
審査結果通知	令和8年1月下旬
業務開始に向けた準備期間	令和8年2月～3月
業務の開始	令和8年4月1日（水）

5 質問の受付及び回答

(1) 提出様式及び提出方法

提出様式 質問書（様式1）

提出方法 電子メールにより各種書類提出先のメールアドレスに提出すること。

(2) 提出期限

令和7年11月6日（木）午後5時（必着）

(3) 提出方法

質問書（様式1）に質問事項を簡潔に記載し、電子メールで提出すること。提出する際の件名は「【質問】ふるさと納税プロポーザル（事業者名）」と記載し、電話で着信確認を行うこと。なお、本市は、電子メールの送受信に関するトラブルに関しては、一切責任を負わない。また、メールに添付するファイルサイズは合計5MB以内とすること。

(4) 回答方法

質問書に対する回答は、回答期間中に坂井市ホームページ上に掲載する。ただし、質問の内容によっては事業者選定に公平性が保てない場合には回答しないこともあるものとする。なお、質問に対しての個別の回答や電話などによる対応は一切行わない。

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式2）

イ 事業者の概要（様式3）

ウ 業務実施体制（様式4）

エ 関連業務実績書（様式5）

オ 貸借対照表及び損益計算書（企業における直近の一事業年度分。連携企業を構成する各々の企業を含む）

カ 履歴事項全部証明書

※発行日より3か月以内のもの。正本はコピー不可。副本はコピー可。

キ 納税証明書（本市への納税がない場合、所在地の市町村への滞納がないことの証明書）及び（消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書）

※発行日より3か月以内のもの。正本はコピー不可。副本はコピー可。

(2) 提出期限

令和7年11月20日（木）午後5時（必着）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

(3) 提出場所

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市役所総合政策部企画政策課ふるさと納税推進室

(4) 提出方法

次の方法のいずれかにより提出すること。

ア 持参

午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に限る。

イ 郵送

封筒の表面に「プロポーザル参加表明書在中」と朱書きし、書留郵便により、提出期限までに必着。また、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。なお、本市は郵送事故等の責任は、一切負わない。

(5) 提出部数

正本1部、副本8部提出すること。また、PDF形式のデータをCD-R等の電子媒体で1部提出すること。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

イ 見積書（様式6）

※見積、契約の締結等の権限を代理人に委託する場合 委任状（様式7）

(2) 提出期限

令和7年12月18日（木）午後5時（必着）

(3) 提出場所

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1

坂井市役所総合政策部企画政策課ふるさと納税推進室

(4) 提出方法

次の方法のいずれかにより提出すること。

ア 持参

午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に限る。

イ 郵送

封筒の表面に「プロポーザル企画提案書在中」と朱書きし、書留郵便により、提出期限までに必着。また、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。なお、本市は郵送事故等の責任は、一切負わない。

(5) 提出部数

正本1部、副本8部提出すること。また、PDF形式のデータをCD-R等の電子媒体で1部提出すること。

8 提出書類に係る留意事項

No.	提出書類名	留意事項
1	質問書 (様式1)	質問事項、質問内容を簡潔に記載すること。

2	参加表明書 (様式2)	
3	事業者の概要 (様式3)	会社概要、営業所、保有するスタッフの状況等を簡潔に記載すること。
4	業務実施体制 (様式4)	<p>本業務の業務実施体制（全体の体制図や本業務における連携体制・配置人員、専任又は兼任の別等）や業務実施上の配慮事項、特に重視する事項等について、簡潔に記載すること。</p> <p>本業務を複数の企業で行う場合は、連携企業においても状況を簡潔に記載すること。</p>
5	関連業務実績書 (様式5)	本業務と同種の業務の過去3か年（令和4年度から令和6年度）の受注実績【業務名、発注者、契約金額、業務内容、契約期間、成果（寄附額、寄附件数、対前年比（金額及び件数ベース）、リピート率（金額及び件数ベース））等】を最大5件まで記載すること。業務実績を示す資料があれば添付すること。

6	<p>企画提案書 (任意様式)</p>	<p>A4版、横型、横書き（両面印刷可）で作成すること。</p> <p>本企画提案書は、企画提案重視の審査の実現と、審査会で審査をする際、複数の企画提案書を容易に比較できるようするためのものである。作成にあたっては、企画提案を審査する者が特段の専門的な知識を有していないなくても理解できるよう留意すること。</p> <p>記載内容は、仕様書に基づき、別表の審査基準を踏まえて、以下の項目について作成すること。なお、ボリュームを評価の対象とはしないため、読みやすさや簡潔さに留意すること。</p> <p>1. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ①提案の特徴 ②業務の方針 ③目標とする寄附金額 ※提示した目標金額が高額であるからといって、高得点が得られるというものではない。 ④個人情報保護、情報セキュリティ対策 <p>2. 具体的な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ポータルサイトの運用管理に関する業務 ②返礼品の管理に関する業務 ③返礼品等のページデザインに関する業務 ※仕様書「6 業務の詳細」(3) 返礼品等のページデザインに関する業務のイについては、以下の内容で実際のイメージを作成すること。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="647 1073 838 1253">対象ページ</td><td data-bbox="838 1073 1391 1253"> <p>楽天ふるさと納税 楽天1位獲得！福井県産 コシヒカリ お試し用 5kg～【選べる精米方法・配送回数】 https://item.rakuten.co.jp/f182109-sakai/a-0210/</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="647 1253 838 1410">商品写真</td><td data-bbox="838 1253 1391 1410"> <p>ページ作成の素材となる基本的な画像は市が提供する。ただし、イメージ画像などを事業者で用意するなどし、よりわかりやすくデザインすることを可とする。</p> </td></tr> <tr> <td data-bbox="647 1410 838 1551">その他</td><td data-bbox="838 1410 1391 1551"> <p>返礼品に関して返礼品協賛事業者への聞き取りを希望する場合は、11月13日（木）までに問い合わせ先まで連絡すること。日程については調整の上、追って連絡する。</p> </td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ④返礼品の在庫管理に関する業務 ⑤返礼品の発送に関する業務 ⑥返礼品協賛事業者への返礼品代金支払い代行業務 ⑦返礼品協賛事業者の支援に関する業務 ⑧プロモーション・マーケティング業務 ⑨その他、本市ふるさと納税の寄附拡大に関する業務 <p>※市独自の取り組み「寄附市民参画制度」を寄附者に周知し、満足度を高める取り組みが可能な場合は記載すること。</p> <p>※ワンストップ特例申請書の受付業務が可能な場合は記載すること。</p> <p>※寄附額拡大のための独自広告や事業者の売上拡大のための独自施策など、仕様書記載外の独自の提案があれば記載すること。</p>	対象ページ	<p>楽天ふるさと納税 楽天1位獲得！福井県産 コシヒカリ お試し用 5kg～【選べる精米方法・配送回数】 https://item.rakuten.co.jp/f182109-sakai/a-0210/</p>	商品写真	<p>ページ作成の素材となる基本的な画像は市が提供する。ただし、イメージ画像などを事業者で用意するなどし、よりわかりやすくデザインすることを可とする。</p>	その他	<p>返礼品に関して返礼品協賛事業者への聞き取りを希望する場合は、11月13日（木）までに問い合わせ先まで連絡すること。日程については調整の上、追って連絡する。</p>
対象ページ	<p>楽天ふるさと納税 楽天1位獲得！福井県産 コシヒカリ お試し用 5kg～【選べる精米方法・配送回数】 https://item.rakuten.co.jp/f182109-sakai/a-0210/</p>							
商品写真	<p>ページ作成の素材となる基本的な画像は市が提供する。ただし、イメージ画像などを事業者で用意するなどし、よりわかりやすくデザインすることを可とする。</p>							
その他	<p>返礼品に関して返礼品協賛事業者への聞き取りを希望する場合は、11月13日（木）までに問い合わせ先まで連絡すること。日程については調整の上、追って連絡する。</p>							

		以下の項目に、単価が分かるように記載すること。なお、返礼品代金及び配送料は含めないこと。
7	見積書 (様式6)	<p>1. 業務委託料</p> <p>※年間寄附額が1,200,000,000円までの単価、1,200,000,001円から1,500,000,000円までの単価、1,500,000,001円から2,000,000,000円までの単価、及び2,000,000,000円を超えた寄附に対する単価を記載すること。</p> <p>※寄附者からの問い合わせ対応費用、返礼品の調達費用及び発送費用、寄附金受領証明書等の発送に係る費用、ワンストップ特例申請に伴う費用、ポータルサイト手数料、各種システム利用料(LedgHOME、motiONE、LoGoチャット等)、クレジットカード等の決済手数料は含めない。</p> <p>※ワンストップ特例申請書の受付業務が可能な場合は参考となる金額を備考欄に記載すること。</p>
8	委任状 (様式7)	見積、契約の締結等の権限を代理人に委任する場合は提出すること。
<p>※ 書類は、正確な内容とし記入枠が不足する場合は枠を適宜広げて記入すること。ただし、簡潔・明瞭にまとめることとし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものとならないように留意すること。</p>		

9 企画提案の審査方法

(1) 審査委員会の設置

事業者を公平かつ公正に評価するため、「坂井市ふるさと納税中間業務プロポーザル審査委員会」を設置する。

(2) 審査方法

プレゼンテーションによる評価を実施し、審査会の審査により本業務に最も適すると認められる事業者を選定する。

(3) 審査会

開催日 令和8年1月中旬（予定）

場所 坂井市役所

所要時間 プrezentation 25分以内、質疑応答15分程度

出席者 3名以内（本業務における専任の責任者となる予定の者は、原則出席すること。）

実施形態 提案は企画提案者ごとに行い、非公開とする。

その他 ①開催日時等、詳細は別途通知する。

②プレゼンテーション時には、本市で準備したプロジェクター又は65インチテレビモニターを使用することができる。

(4) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

1 0 受託候補者の選定

- (1) 評価点の合計が最も高い者を受託候補者とする。
- (2) 評価点の同じ者が2者以上ある時は、次の順序で受託候補者を選定する。
 - ア 評価項目に最低点数の評価が少ない者
 - イ 提案金額が最も低い者。提案金額も同額の場合は、審査委員による多数決で受託候補者を決定する。
- (3) 本プロポーザルへの参加者が1者のみの場合、本実施要領及び仕様書に定める水準を満たす提案であれば、審査の結果においてその者を受託候補者として選定する。ただし、評価点が各項目の合計点（満点）の6割未満の場合は、受託候補者となることはできない。
※審査結果は公表しない。また、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

1 1 審査結果の通知と公表

受託候補者選定後、審査会参加事業者に対し、審査結果を書面にて通知する。

また、審査結果を坂井市ホームページにおいて公表する。ただし選定されなかった事業者名については公表しない。

1 2 契約に関する事項

プロポーザルで選定した受託候補者を相手方とし、提案内容を踏まえて契約内容、経費等の詳細について協議を行う。

受託候補者との協議が整わない場合や、受託候補者が「2 参加資格」のいずれかを満たさなくなった場合、その他の理由により契約に至らなかった場合は、次点者と協議を行う。

1 3 失格条項

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- (1) 審査委員に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書を複数提出した場合
- (5) 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- (6) プロポーザル参加資格を有しない者が提出した場合
- (7) 提出書類に盗用した疑いがあると事務局が認めた場合
- (8) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (9) その他、不適格と認めた場合

1 4 その他

- (1) 提出後の提出書類等の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、誤字・脱字などの軽微な修正及び審査委員会から要請のあったものについてはこの限りでない。

- (2) 提出書類等は返却しない。
- (3) 提出書類等の著作権は、本市に帰属することとする。ただし、本市と契約を締結しなかった事業者が提出した書類の著作権については、提出者に帰属するものとする。
- (4) 提出書類等は、選定作業の過程において、作業上必要な範囲で複製することがある。
- (5) 提出書類等は、坂井市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (6) 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。

1.5 各種書類提出先・問い合わせ先

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1
坂井市役所総合政策部企画政策課ふるさと納税推進室 担当：藤田・春貴
電話番号：0776-50-3026（直通）
FAX番号：0776-66-2935
メールアドレス：furusato_tax@city.fukui-sakai.lg.jp